

人権尊重社会をめざす県民運動推進要綱

1 趣旨

人権は、誰もが生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きるための、誰にも侵されることのない永久の権利である。

しかし、現実には、児童虐待や配偶者等からの暴力など様々な人権侵害が増加している。

また、同和問題における心理的差別の解消も課題として残されているほか、高齢化社会の進展やインターネットなどの発達により新たな人権問題も発生してきている。

そのため、これまで「差別を許さない県民運動」として展開してきた運動を継承、発展させ、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、県、市町村はもちろん県民総ぐるみで、この運動に取り組んでいくものである。

2 運動の推進方針

(1) 推進体制

この運動を強力に推進するために、県・市町村の行政機関と団体等で構成する「人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

この協議会の組織等は、別に定める。

(2) 強調月間・週間の設定

この運動を集中的に推進するため、毎年度、次のとおり強調月間及び週間を設定するものとする。

ア 人権尊重社会をめざす県民運動強調月間

8月1日から8月31日までの1か月間

イ 人権尊重社会をめざす県民運動強調週間

12月4日から12月10日までの1週間

(3) 事業計画の策定

各年度における事業計画は、毎年度策定するものとする。

(4) その他

この運動を円滑かつ効果的に推進するため、講演会・研修会等の講師・助言者を紹介するものとする。

3 県民の役割

県民は、この運動の趣旨に基づき行われる各種行事に積極的に参加し、正しい理解と認識を深め、お互いの人権を尊重する意識を高めていく。

附 則

1 この要綱は、平成18年5月17日から施行する。

2 差別を許さない県民運動推進要綱（昭和49年度施行）は廃止する。